4　法第八条第九項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　前項第二号に規定する所在地に当該臨時販売場を設置することを証する書類

二　一般型輸出物品販売場とみなされる当該臨時販売場において譲渡する免税対象物品に係る免税販売手続に係る事務を承認免税手続事業者に委託して行わせる場合には、その委託に関する契約書の写し

三　その他参考となるべき書類

5　令第十八条の五第五項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　届出者の氏名等、納税地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名等及び納税地）

二　変更の内容

三　当該臨時販売場の名称及び所在地

四　当該臨時販売場に係る法第八条第九項の届出書に記載した当該臨時販売場を設置しようとする期間

五　その他参考となるべき事項

6　法第八条第十項の承認を受けた事業者は、第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

一　届出者の氏名等、納税地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名等及び納税地）

二　変更の内容

三　その他参考となるべき事項

7　令第十八条の五第六項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　届出者の氏名等、納税地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名等及び納税地）

二　その他参考となるべき事項

第十条の二から第十条の九までを削る。

第十一条第一項第一号中「と住所等」の下に「（住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地をいう。以下この章において同じ。）」を、「及び個人番号」の下に「（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項（定義）に規定する個人番号をいう。以下同じ。）」を加える。

第十五条の七第一項中「（その者」を「（当該書類の写し及びその者」に改め、同項第一号イ中「の写し」を削り、同号ロ及びハ中「又はその写し」を削り、同号ニからチまでの規定中「の写し」を削り、同号リ中「又はこれらの書類の写し」を削り、同号ヌ及び同項第三号イ中「又はその写し」を削り、同項第四号イ中「の写し」を削り、同項第五号イ中「外国会社の登記）に」を「外国法人の登記）に」に改め、「又はその写し」を削り、同項第六号ロ中「の写し」を削る。

第二十三条の三中「第七条第一項、第七条の二第二項、第十条の四」を「第八条第五項」に、「第十条の六第一項」を「第九条第七項」に改める。

第二十六条の五第一項中「中小企業等協同組合法」の下に「（昭和二十四年法律第百八十一号）」を加える。

第二十七条の二第一項中「第七十一条の二第一項第十号」を「第七十一条の二第一項第九号」に、「電磁的記録、」を「電磁的記録及び」に改め、「及び前条第七項に規定する電磁的記録」を削り、同条第二項中「第九号」を「第八号」に、「第七条第三項、第十条の六第三項」を「第六条の四第六項」に、「、第二十六条の八第二項若しくは前条第九項」を「若しくは第二十六条の八第二項の規定」に改め、同条に次の四項を加える。

3　法第五十九条の二第一項に規定する財務省令で定める要件は、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第五条第五項各号（他の国税に関する法律の規定の適用）に掲げる要件に準ずる要件に従つて特定電磁的記録（法第五十九条の二第一項に規定する特定電磁的記録をいう。次項及び第五項において同じ。）の保存を行うこととする。

4　前項の特定電磁的記録は、期限後申告等（法第五十九条の二第一項に規定する期限後申告等をいう。以下この項及び次項において同じ。）の基因となる事項に係る特定電磁的記録（同条第一項の事業者が、あらかじめ、当該特定電磁的記録に記録された事項に関し期限後申告等があつた場合には同項の規定の適用を受けない旨及び次に掲げる事項を記載した届出書を、その納税地を所轄する税務署長に提出している場合における当該特定電磁的記録に限る。）とする。

一　届出者の氏名又は名称、納税地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地）

二　その他参考となるべき事項

5　前項の事業者は、特定電磁的記録に記録された事項に関し期限後申告等があつた場合において法第五十九条の二第一項の規定の適用を受けないことをやめようとするときは、あらかじめ、その旨及び次に掲げる事項を記載した届出書を、その納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。この場合において、当該届出書の提出があつたときは、その提出があつた日の属する課税期間以後の課税期間については、前項の届出書は、その効力を失う。

一　届出者の氏名又は名称、納税地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地）

二　前項の届出書を提出した年月日

三　その他参考となるべき事項